

2024年9月25日

各位

株式会社 北洋銀行

投資信託・公共債取引のお届出印廃止について

北洋銀行では、お客さまの利便性向上・お手続き簡素化のため、2024年10月1日（火）から投資信託・公共債の個人取引におけるお届出印を廃止いたします。

1. お届出印の廃止

すでに北洋銀行で投資信託・公共債口座をお持ちのお客さまのお届出印のご登録を廃止いたします。また、今後、投資信託・公共債口座を開設されるお客さまのお届出印のご登録も不要となります。

2. お手続き

投資信託・公共債口座における個人のお取引については、お届出印に代わって、顔写真付き本人確認資料をご提示いただきます。

顔写真付き本人確認資料をお持ちでない場合、本人確認資料に加え、当行の「キャッシュカード」または「お通帳」をご提示いただきます。

3. 実施日

2024年10月1日（火）

以上